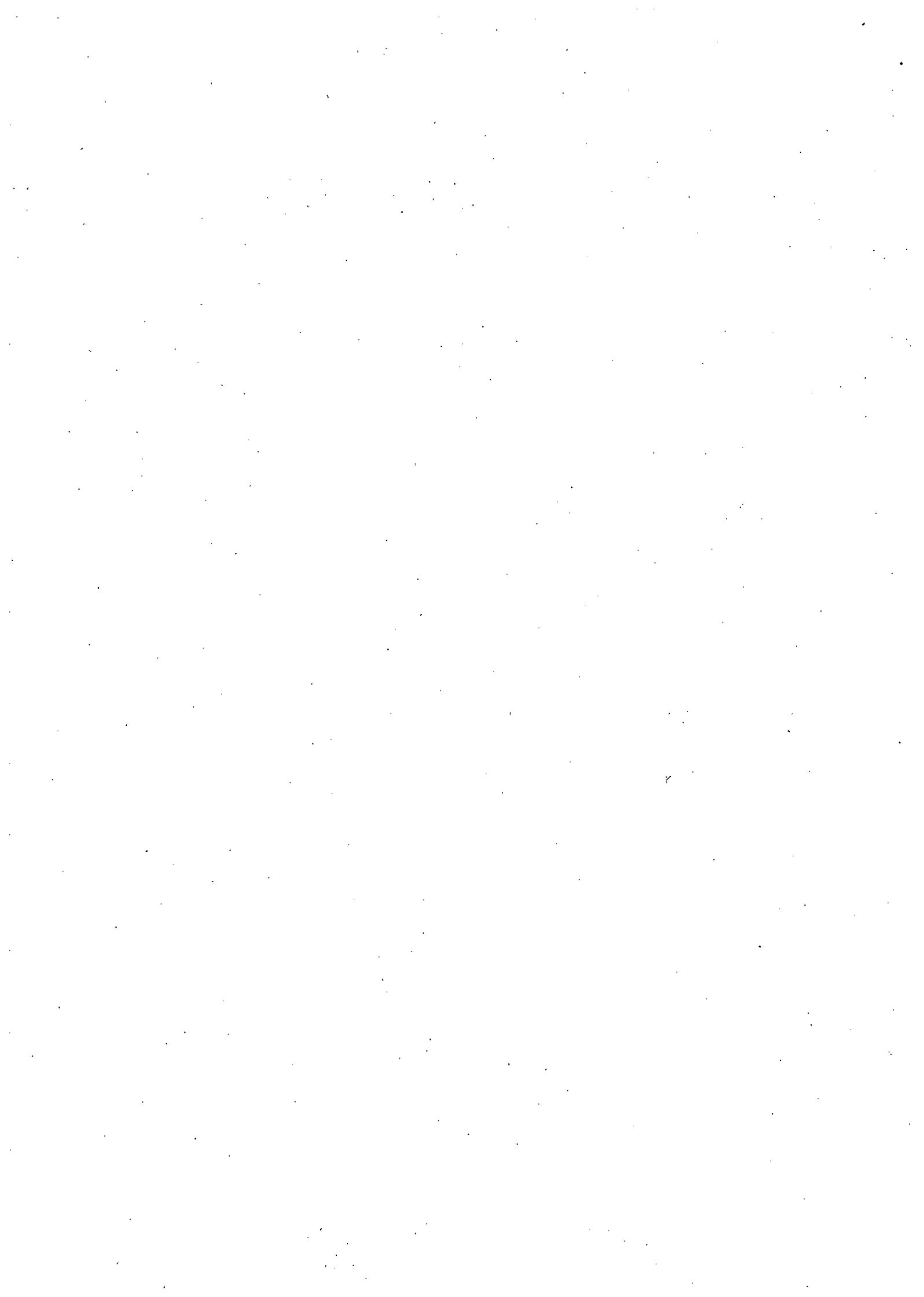


コロナ禍におけるこれまでの経済対策について

【目次】	【ページ】
1 商工部所管の経済対策について	1
(1) 経済対策一覧	1
(2) 経済対策概要	4
ア 事業持続化支援金	4
イ 営業時間短縮要請協力金	5
ウ 中小事業者等一時金	9
エ 商店街等にぎわい復活支援費等	12
オ チャレンジ企業応援補助金等	17
カ 資金繰り支援（金融相談）	20
2 地域経済・雇用状況等について	22

商 工 部

令和4年6月



1 商工部所管の経済対策について

(1) 経済対策一覧 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した主な事業)

単位：千円

編成予算		事業名	予算額	決算 (見込)額	予算額-決算 (見込)額
令和2年度					
①	3号補正(4月)[専決]	事業持続化支援金(小売・飲食店)	1,295,515	1,247,430	396,025
	13号補正(11月)		▲48,849		
②	5号補正(5月)	事業持続化支援金(全業種)	1,776,290	352,182	
	13号補正(11月)		▲1,027,319		
③	6号補正(6月)	プレミアム商品券発行事業費	388,282	380,173	
④	7号補正(6月)	商店街等にぎわい復活支援費	8,500	7,179	1,321
⑦	17号補正(1月)[専決]	営業時間短縮要請協力金	2,626,478	1,923,085	703,393
計			5,018,897	3,910,049	1,108,848

※カッコは決算見込み額

令和2年度から令和3年度へ繰越					
⑤	13号補正(11月)[繰越]	チャレンジ企業応援補助金	150,000	(138,493)	11,507
⑥		商店街等にぎわい復活支援費	10,000	(10,000)	0
⑧	18号補正(2月)[繰越]	中小事業者等一時金(第1期)	2,364,700	(1,355,975)	1,008,725
⑨		商店街等にぎわい復活支援費	20,000	(17,726)	2,274
計			2,544,700	(1,522,194)	1,022,506

単位：千円

※カッコは決算見込み額

編成予算		事業名	予算額	決算 (見込)額	予算額-決算 (見込)額
令和3年度					
⑩	4号補正(4月)[専決]	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第1期)	1,588,650	(1,081,571)	507,079
⑪	5号補正(5月)[専決]	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第2期)	2,269,500	(1,562,770)	706,730
⑫	7号補正(6月)[専決]	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第3期)	794,325	(543,761)	250,564
⑬	8号補正(6月)	中小事業者等一時金(第2期)	1,473,522 <small>(第1期)繰越分:797,022 8号補正(6月):676,500</small>	(1,192,735)	280,787
⑭	12号補正(8月)[専決]	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第4期)	1,248,786	(1,107,727)	141,059
⑮	13号補正(8月)[専決]	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第5期・第6期)	2,108,932	(1,872,694)	236,238
	14号補正(8月)[専決]				
⑯	17号補正(9月)	中小事業者等一時金(第3期)	460,530	(435,116)	25,414
計			9,944,245	(7,796,374)	2,147,871

単位：千円

編成予算	事業名	予算額	決算 (見込)額	予算額-決算 (見込)額	
令和3年度から令和4年度へ繰越					
⑰	21号補正(1月)[専決] 【繰越】	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第7期)	2,487,168	執行中	-
⑱	22号補正(1月) 【繰越】	クラウドファンディング活用支援費	3,212	執行中	-
⑲		SNS等活用支援費	37,864	執行中	-
⑳		チャレンジ企業応援事業費	150,212	執行中	-
㉑		商店街等にぎわい復活支援費	100,000	執行中	-
㉒	23号補正(2月)[専決] 【繰越】	営業時間短縮要請協力金 (令和3年度 第8期)	2,176,272	執行中	-
㉓	25号補正(2月追加) 【繰越】	中小事業者等一時金(第4期)	189,696	執行中	-
		計	5,144,424		

令和4年度					
㉔	3号補正(6月)	商店街等にぎわい復活支援費	50,000	執行中	-

(2) 経済対策概要

ア 事業持続化支援金

	編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要							
①	3号補正 (R2.4) 【専決】	事業持続化支援金 (小売・飲食店)	1,295,515	<p>経営が悪化した市内小売店や飲食店の経営維持を図るため、支援金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の小売業、飲食店</p> <p>【主な要件】 令和2年3～5月の間の1か月の売上が前年同月比で20%以上減少</p> <p>【支給限度額】 1店舗につき30万円</p> <p>【申請期間】 令和2年4月22日から令和2年6月30日まで</p> <p>【支給件数・支給額】</p> <table border="1"> <tr> <td>小売店</td> <td>1,837件</td> <td rowspan="3">1,244,168千円</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>2,381件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,218件</td> </tr> </table> <p>【事務費】 3,262千円</p>	小売店	1,837件	1,244,168千円	飲食店	2,381件	計	4,218件
	小売店		1,837件		1,244,168千円						
飲食店	2,381件										
計	4,218件										
	13号補正 (R2.11)		▲ 48,849								
②	5号補正 (R2.5)	事業持続化支援金 (全業種)	1,776,290	<p>経営が悪化した市内事業者の経営維持を図るため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対し、支援金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主</p> <p>【主な要件】 令和2年1～12月の間の1か月の売上が前年同月比で20%以上かつ50%未満減少 ※国の持続化給付金との併給は不可</p> <p>【支給限度額】 中小法人：30万円・個人事業者：15万円</p> <p>【申請期間】 令和2年5月15日から令和3年1月15日まで</p> <p>【支給件数・支給額】</p> <table border="1"> <tr> <td>中小法人</td> <td>711件</td> <td rowspan="3">336,168千円</td> </tr> <tr> <td>個人事業主</td> <td>870件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,581件</td> </tr> </table> <p>【事務費】 16,014千円</p>	中小法人	711件	336,168千円	個人事業主	870件	計	1,581件
	中小法人		711件		336,168千円						
個人事業主	870件										
計	1,581件										
	13号補正 (R2.11)		▲ 1,027,319								

【所見】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急事態宣言が全国に拡大された令和2年4月、コロナ禍の影響を最も早く受けた小売り・飲食の事業所を対象に支援金の支給を開始した。

その後、国の事業持続化給付金の開始を受けて、その対象とならない事業者向けに、全業種を対象を拡大した。小売り・飲食向けについては、国に先駆けていち早く支援金を開始したことで、必要な事業者に支援を早急に届けることができた。

イ 営業時間短縮要請協力金

(ア) 制度比較表

		令和2年度	令和3年度 第1期～第5期		令和3年度 第6期～第8期 ※まん延防止等重点措置適用	
要請内容		営業時間短縮要請期間の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は午後7時まで)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合)は対象外)	営業時間短縮要請期間の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は午後7時までとする。)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時の枠内の場合)は対象外)。 第4期・第5期のみ次の条件有り 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は午後8時までとする。)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時の枠内の場合)は対象外)。		営業時間短縮要請期間の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は行わないこと。)又は終日休業すること(通常の営業時間が午前5時から午後8時の枠内の場合)は対象外)。 第8期のみ、期間の途中から「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店は、次の2つから選択できる制度を導入。 (1)第6期・第7期と同じ場合: 第6期・第7期と同じ算定方法で給付 (2)酒類の提供等を行う場合: 第1期～第5期と同じ算定方法で給付 ※酒類の提供等を行う場合の内容: 全ての期間において、午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮(酒類の提供は午後8時まで)すること	
事業規模	算定方法	1日あたりの給付額	前年又は前々年の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額	前年又は前々年の1日あたりの売上高 ※第7期、第8期は前々々年含む	1日あたりの給付額
(個人事業者を含む) 中小企業	売上高方式	一律 4万円	8万 3,333 円以下	2万 5,000 円	7万 5,000 円以下	3万円
			8万 3,333 円超 25 万円未満	前年又は前々年の1日あたりの売上高の3割	7万 5,000 円超 25 万円未満	前年又は前々年の1日あたりの売上高の4割
			25 万円以上	7万 5,000 円	25 万円以上	10 万円
※中小企業も選択可 大企業	売上高減少額方式		前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※支給上限額 「20 万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高の3割」のいずれか低い金額		前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※支給上限額 「20 万円」	

期	R2	R3 第1期	R3 第2期	R3 第3期	R3 第4期	R3 第5期・第6期	R3 第7期	R3 第8期
支給件数	2,514 件	2,496 件	2,509 件	2,481 件	2,486 件	5,014 件	2,510 件	2,487 件
支給額	1,910,640 千円	1,069,348 千円	1,550,700 千円	531,727 千円	1,094,282 千円	1,846,087 千円	2,291,448 千円	1,972,358 千円

(イ) 営業時間短縮要請協力金概要

	編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要
⑦	17号補正 (R3.1) 【専決】	営業時間短縮要 請協力金	2,626,478	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和2年度)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1店舗あたり76万円(4万円×19日間) (一律1日あたり4万円)</p> <p>【要請期間】 令和3年1月20日～令和3年2月7日(19日間)</p> <p>【申請期間】 令和3年2月8日～令和3年2月26日</p> <p>【支給件数】 2,514件</p> <p>【支給額】 1,910,640千円</p> <p>【事務費】 12,445千円</p>
⑩	4号補正 (R3.4) 【専決】	営業時間短縮要 請協力金(令和3 年度 第1期)	1,588,650	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第1期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×14日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、35万円～280万円</p> <p>【要請期間】 令和3年4月28日～令和3年5月11日(14日間)</p> <p>【申請期間】 令和3年5月17日～令和3年6月30日</p> <p>【支給件数】 2,496件</p> <p>【支給額】 1,069,348千円</p> <p>【事務費】 12,223千円</p>
⑪	5号補正 (R3.5) 【専決】	営業時間短縮要 請協力金(令和3 年度 第2期)	2,269,500	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第2期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×20日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、50万円～400万円</p> <p>【要請期間】 令和3年5月12日～令和3年5月31日(20日間)</p> <p>【申請期間】 令和3年6月1日～令和3年7月15日</p> <p>【支給件数】 2,509件</p> <p>【支給額】 1,550,700千円</p> <p>【事務費】 12,070千円</p>

	編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要
⑫	7号補正 (R3.6) 【専決】	営業時間短縮要 請協力金(令和3 年度 第3期)	794,325	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第3期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×7日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出)</p> <p>※1事業者あたりの支給額は、17万5千円~140万円</p> <p>【要請期間】 令和3年6月1日~令和3年6月7日(7日間)</p> <p>【申請期間】 令和3年6月15日~令和3年8月2日</p> <p>【支給件数】 2,481件</p> <p>【支給額】 531,727千円</p> <p>【事務費】 12,034千円</p>
⑭	12号補正 (R3.8) 【専決】	営業時間短縮要 請協力金(令和3 年度 第4期)	1,248,786	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第4期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×14日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出)</p> <p>※1事業者あたりの支給額は、35万円~280万円</p> <p>【要請期間】 令和3年8月10日~令和3年8月23日(14日間)</p> <p>【申請期間】 令和3年8月24日~令和3年10月11日</p> <p>【支給件数】 2,486件</p> <p>【支給額】 1,094,282千円</p> <p>【事務費】 13,445千円</p>
⑮	13号補正 (R3.8) 【専決】 14号補正 (R3.8) 【専決】	<p>営業時間短縮要 請協力金(令和3 年度 第5期・ 第6期)</p> <p>※第5期・第6 期は一度の申請 で受付</p>	2,108,932	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第5期・第6期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <hr/> <p><第5期></p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×3日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出)</p> <p>※1事業者あたりの支給額は、7万5千円~60万円</p> <p>【要請期間】 令和3年8月24日~令和3年8月26日(3日間)</p> <hr/> <p><第6期> ※まん延防止等重点措置の適用期間</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×17日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出)</p> <p>※1事業者あたりの支給額は、51万円~340万円</p> <p>【要請期間】 令和3年8月27日~令和3年9月12日(17日間)</p> <hr/> <p>【申請期間】 令和3年9月13日~令和3年11月1日</p> <p>【支給件数】 5,014件</p> <p>【支給額】 1,846,087千円</p> <p>【事務費】 26,607千円</p>

	編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要
①⑦	21号補正 (R4.1) 【専決】 【R4年度 へ繰越】	営業時間短縮要 請協力金(令和 3年度第7期)	2,487,168	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第7期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×24日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、72万円～480万円</p> <p>【要請期間】 令和4年1月21日～令和4年2月13日(24日間)</p> <p>【申請期間】 令和4年2月14日～令和4年3月31日</p> <p>【支給件数】 2,510件</p> <p>【支給額】 2,291,448千円</p> <p>【事務費】 15,284千円</p>
②②	23号補正 (R4.2) 【専決】 【R4年度 へ繰越】	営業時間短縮要 請協力金(令和 3年度第8期)	2,176,272	<p>長崎県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力した事業者に対して、協力金を支給するもの(令和3年度 第8期)。</p> <p>【対象者】 長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設を運営する事業者</p> <p>【支給額】 1日あたりの支給額×21日間 (1日あたりの支給額は、売上高または売上高減少額をもとに算出) ※1事業者あたりの支給額は、56万円～420万円 ※期間の途中から「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店は、酒類提供の有無などの選択できる制度を導入。</p> <p>【要請期間】 令和4年2月14日～令和4年3月6日(21日間)</p> <p>【申請期間】 令和4年3月7日～令和4年4月22日</p> <p>【支給件数】 2,487件</p> <p>【支給額】 1,972,358千円</p> <p>【事務費】 29,657千円</p>

【所見】

第3波以降、新型コロナウイルスの感染が拡大するたびに、営業時間短縮要請や不要不急の外出自粛要請が出される中で、救急期の対策として、大きな影響を受けた業種の一つである飲食店に対して、支援を早急に届けることができた。

ウ 中小事業者等一時金

(ア) 制度比較表

		中小事業者等一時金（第1期）	中小事業者等一時金（第2期）	中小事業者等一時金（第3期）	中小事業者等一時金（第4期）
1	まん延防止等重点措置期間	—	—	令和3年8月27日～9月12日 (17日間)	令和4年1月21日～3月6日 (45日間)
2	営業時間短縮要請期間	令和3年1月20日～2月7日 (19日間)	令和3年4月28日～6月7日 (41日間)	令和3年8月10日～9月12日 (34日間)	令和4年1月18日～3月6日 (48日間)
3	減収対象月	令和3年1月、2月 (いずれか1か月)	令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月)	令和3年8月、9月 (2か月)	令和4年1月、2月、3月 (いずれか2か月)
4	支給額	減収20%以上	20万円（定額）	上限12.5万円×2か月	上限10万円×2か月
		減収30%以上	20万円（定額）	上限12.5万円×2か月	上限10万円×2か月
		減収50%以上	30万円（定額）	上限17.5万円×2か月	【国】月次支援金 個人：上限10万円×2か月 法人：上限20万円×2か月
5	支給イメージ	支給額 <p>減収率 20%以上50%未満 減収率 50%以上 定額20万円 定額30万円</p> <p>令和3年1月、2月のうち いずれか1か月</p>	1か月あたりの支給額 (売上減少額を支給) <p>上限12.5万円(市) 上限12.5万円(市) 上限5万円(県) 上限5万円(県)</p> <p>減収率 20%以上50%未満 減収率 50%以上 最大25万円 最大35万円</p> <p>令和3年4月、5月、6月のうち いずれか2か月</p>	1か月あたりの支給額 (売上減少額を支給) <p>窓口：市 窓口：国</p> <p>上限10万円(市) 上限5万円(市) 上限5万円(県) 上限5万円(県) 法人：上限20万円 個人：上限10万円</p> <p>減収率 20%以上30%未満 減収率 30%以上50%未満 減収率 50%以上 最大20万円 最大20万円 最大法人40万円 個人20万円</p> <p>令和3年8月、9月の2か月</p>	支給額 <p>窓口：市 窓口：国</p> <p>最大20万円(市) 最大30万円(国) 最大50万円(国) 最大50万円(国) 最大50万円(国) 最大50万円(国)</p> <p>減収率 20%以上30%未満 減収率 30%以上50%未満 減収率 50%以上 最大20万円 最大30万円 最大50万円</p> <p>令和4年1月、2月、3月のうちいずれか2か月 令和3年11月から令和4年3月までの5か月相当分2か月</p>
		6	支給件数	5,101件	4,857件
7	支給額	1,315,300千円	1,164,811千円	414,078千円	100,197千円(6月20日現在)

(イ) 中小事業者等一時金概要

編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要
⑧ 18号補正 (R3.2) 【令和3年 度へ繰越】	中小事業者等一時 金(第1期)	2,364,700	<p>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主 【主な要件】 令和3年1月または2月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上減少 ※時短営業に伴う協力金受給者は対象外 【支給額】 200千円(定額) ※減収が50%以上で要件に合致する事業者は300千円 【申請期間】 令和3年3月8日から令和3年5月31日まで 【支給件数】 5,101件 (30万円:2,951件、20万円:2,150件) 【支給額】 1,315,300千円 【事務費】 40,675千円</p>
⑬ 8号補正 (R3.6)	中小事業者等一時 金(第2期)	1,473,522	<p>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主 【主な要件】 令和3年4月、5月または6月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上減少 ※時短営業に伴う協力金受給者は対象外 ※令和3年度実施の事業持続化支援金及び公共交通確保支援金の受給者は対象外 【支給額】 売上減少額 ※減収が20%以上50%未満の事業者は1月当たりの上限12万5千円、減収が50%以上で要件に合致する事業者は1月当たりの上限17万5千円 【申請期間】 令和3年6月28日から令和3年8月31日まで 【支給件数】 4,857件 【支給額】 1,164,811千円 【事務費】 27,924千円</p>
⑯ 17号補正 (R3.9)	中小事業者等一時 金(第3期)	460,530	<p>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者のうち、国の「月次支援金」の対象要件(減少率50%以上)を満たさない事業者に対し、事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主 【主な要件】 令和3年8月または9月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上50%未満減少 ※時短営業に伴う協力金受給者は対象外 【支給額】 令和3年8月または9月の売上減少額(月毎に上限10万円で最大2か月分(20万円)支給) 【申請期間】 令和3年10月8日~令和3年11月30日 【支給件数】 2,955件 【支給額】 414,078千円 【事務費】 21,038千円</p>

	編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要
②③	25号補正 (R4.2) 【令和4年 度へ繰越】	中小事業者等一時 金(第4期)	189,696	<p>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した市内事業者のうち、国の「事業復活支援金」の対象要件(減少率30%以上)を満たさない事業者に対し、事業の継続や雇用の維持を支援するため、一時金を支給するもの。</p> <p>【対象者】 市内の事業主 【主な要件】 令和4年1月、2月または3月の売上が前年(または前々年)同月比で20%以上30%未満減少 ※時短営業に伴う協力金受給者は対象外 【支給額】 令和4年1月、2月または3月の売上減少額(月毎に上限10万円で最大2か月分(20万円)支給) 【申請期間】 令和4年4月1日～令和4年6月17日 【支給見込件数】 1,200件 【受付件数】 908件(6月17日時点) 【支給済件数】 766件(6月20日時点) 【支給済額】 100,197千円(6月20日時点) 【事務費】 24,263千円(6月20日時点)</p>

【所見】

新型コロナウイルス感染拡大の第3波以降、県独自の緊急事態宣言の発出に伴う市民の外出自粛や飲食店の営業時間短縮ないし休業による直接・間接の影響を受けて、売り上げが落ち込んだ事業者を対象に、一時金の給付を行った。

国や県においても、様々な支援策が講じられるなか、長崎市においては、国の支援の届かないところまでを支援する考えのもと、個人事業者を含む中堅・中小企業者を対象とした独自の支援を行うことで、事業の継続と雇用の維持を一定図ることができた。

エ 商店街等にぎわい復活支援費等

(ア) 商店街等にぎわい復活支援費等概要

編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要																
③ 6号補正 (R2.6)	プレミアム商品券 発行事業費	388,282	<p>域内消費需要の喚起により落ち込んだ社会経済活動を上げるため、市民へのプレミアム付商品券を発行する団体に対し補助するもの。</p> <p>【対象者】 長崎市商店街連合会(事務局:長崎商工会議所) 【補助率】 補助対象経費の10/10 【補助額】 380,173千円 【発行総額】 1,574,486千円 【種類】 ・飲食店限定商品券:プレミアム率30% 30,000冊 ・共通商品券:プレミアム率20% 100,000冊 ※販売額:10,000円/冊</p> <p>【使用期間】 令和2年8月21日から令和3年1月31日まで ※事業者換金×切:令和3年1月20日</p> <p>【販売状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>飲食店限定</th> <th>共通</th> <th>全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売冊数</td> <td>28,946冊</td> <td>99,849冊</td> <td>128,795冊</td> </tr> <tr> <td>販売率</td> <td>96.5%</td> <td>99.8%</td> <td>99.1%</td> </tr> <tr> <td>取扱登録店</td> <td>926店舗</td> <td>1,718店舗</td> <td>2,644店舗</td> </tr> </tbody> </table>		飲食店限定	共通	全体	販売冊数	28,946冊	99,849冊	128,795冊	販売率	96.5%	99.8%	99.1%	取扱登録店	926店舗	1,718店舗	2,644店舗
	飲食店限定	共通	全体																
販売冊数	28,946冊	99,849冊	128,795冊																
販売率	96.5%	99.8%	99.1%																
取扱登録店	926店舗	1,718店舗	2,644店舗																
④ 7号補正 (R2.6)	商店街等にぎわい 復活支援費	8,500	<p>商店街や飲食店街等のにぎわいを復活させるため、これら団体が実施する各種イベントや新しい生活様式対応への取組みに対し支援するもの。</p> <p>(1)にぎわい復活支援費補助金 【対象者】 ア.商工会、イ.商工会議所、ウ.商店街振興組合、エ.事業協同組合、オ.商店街、カ.小売市場、キ.商店街連合組織、ク.学校区など一定の地区内における10者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会 【補助額】 50万円以内 (補助対象経費の9/10以内) 【補助事業費】 7,500千円(@500千円×15枠) 【対象経費】 広告宣伝費、消耗品費、会場借上料など 【交付状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付状況</th> <th>15団体</th> <th>補助額</th> <th>6,871千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">独自プレミアム商品券販売、スタンプラリー、プレミアム福袋等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)新しい生活様式対応ステッカー配布 【配布対象者】 市内の新しい生活様式対応に取り組む団体 【製作枚数】 20,000枚 【印刷製本費】 308千円 【配布状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配布先数</th> <th>配布枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>39団体</td> <td>3,508枚</td> </tr> <tr> <td>8,451店舗</td> <td>15,722枚</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,230枚</td> </tr> </tbody> </table>	交付状況	15団体	補助額	6,871千円	内容	独自プレミアム商品券販売、スタンプラリー、プレミアム福袋等			配布先数	配布枚数	39団体	3,508枚	8,451店舗	15,722枚	計	19,230枚
交付状況	15団体	補助額	6,871千円																
内容	独自プレミアム商品券販売、スタンプラリー、プレミアム福袋等																		
配布先数	配布枚数																		
39団体	3,508枚																		
8,451店舗	15,722枚																		
計	19,230枚																		

編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要											
⑥ 13号補正 (R2.11) 【令和3年度へ繰越】	商店街等にぎわい 復活支援費	10,000	<p>商店街のほか各業界団体や実行委員会が実施する各種イベント等の経費の一部を補助するもの。</p> <p>【対象者】 ア.商工会、イ.商工会議所、ウ.商店街振興組合、エ.事業協同組合、オ.商店街、カ.小売市場、キ.商店街連合組織、ク.10者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会</p> <p>【補助額】 200万円以内 【補助率】 9/10</p> <table border="1"> <tr> <td>交付状況</td> <td>17団体</td> <td>27,726千円</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2">プレミアム付商品券スタンプラリー スタンプラリー、抽選会、 まちゼミ等のイベント</td> </tr> </table>	交付状況	17団体	27,726千円	内容	プレミアム付商品券スタンプラリー スタンプラリー、抽選会、 まちゼミ等のイベント						
交付状況	17団体	27,726千円												
内容	プレミアム付商品券スタンプラリー スタンプラリー、抽選会、 まちゼミ等のイベント													
⑨ 18号補正 (R3.2) 【令和3年度へ繰越】	商店街等にぎわい 復活支援費	20,000	<p>商店街や各業界団体等のにぎわいを復活させるため、これらの団体を実施するプレミアム付商品券発行の事業や各種イベント事業に対し支援するもの。</p> <p>【対象者】 ア.商工会、イ.商工会議所、ウ.商店街振興組合、エ.事業協同組合、オ.商店街、カ.小売市場、キ.商店街連合組織、ク.10者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会</p> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>単独の団体が実施する場合</th> <th>複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 プレミアム付商品券発行事業</td> <td>10,000千円</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>2 各種イベント事業</td> <td>3,000千円</td> <td>6,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1及び2の事業を併用する場合の補助限度額については、単独の団体が実施する場合は10,000千円、複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合は20,000千円。</p> <p>【補助率】 9/10</p>		補助限度額		単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合	1 プレミアム付商品券発行事業	10,000千円	20,000千円	2 各種イベント事業	3,000千円	6,000千円
	補助限度額													
	単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合												
1 プレミアム付商品券発行事業	10,000千円	20,000千円												
2 各種イベント事業	3,000千円	6,000千円												
⑳ 22号補正 (R4.1) 【令和4年度へ繰越】	商店街等にぎわい 復活支援費	100,000	<p>商店街や各業界団体等のにぎわいを復活させるため、これらの団体を実施するプレミアム付商品券発行の事業や各種イベント事業に対し支援するもの。</p> <p>【対象者】 ア.商工会、イ.商工会議所、ウ.商店街振興組合、エ.事業協同組合、オ.商店街、カ.小売市場、キ.商店街連合組織、ク.10者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会</p> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>単独の団体が実施する場合</th> <th>複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 プレミアム付商品券発行事業</td> <td>10,000千円</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>2 各種イベント事業</td> <td>3,000千円</td> <td>6,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1及び2の事業を併用する場合の補助限度額については、単独の団体が実施する場合は10,000千円、複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合は20,000千円。</p> <p>【補助率】 9/10</p>		補助限度額		単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合	1 プレミアム付商品券発行事業	10,000千円	20,000千円	2 各種イベント事業	3,000千円	6,000千円
	補助限度額													
	単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合												
1 プレミアム付商品券発行事業	10,000千円	20,000千円												
2 各種イベント事業	3,000千円	6,000千円												
㉔ 3号補正 (R4.6)	商店街等にぎわい 復活支援費	50,000	<p>商店街や各業界団体等のにぎわいを復活させるため、これらの団体を実施するプレミアム付商品券発行の事業や各種イベント事業に対し支援するもの。</p> <p>【対象者】 ア.商工会、イ.商工会議所、ウ.商店街振興組合、エ.事業協同組合、オ.商店街、カ.小売市場、キ.商店街連合組織、ク.10者以上の事業者等で組織された団体または実行委員会</p> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>単独の団体が実施する場合</th> <th>複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 プレミアム付商品券発行事業</td> <td>10,000千円</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>2 各種イベント事業</td> <td>3,000千円</td> <td>6,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1及び2の事業を併用する場合の補助限度額については、単独の団体が実施する場合は10,000千円、複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合は20,000千円。</p> <p>【補助率】 9/10</p>		補助限度額		単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合	1 プレミアム付商品券発行事業	10,000千円	20,000千円	2 各種イベント事業	3,000千円	6,000千円
	補助限度額													
	単独の団体が実施する場合	複数の団体が連携して実施する場合又は商店街連合組織が実施する場合												
1 プレミアム付商品券発行事業	10,000千円	20,000千円												
2 各種イベント事業	3,000千円	6,000千円												

(イ) 令和2年度・令和3年度の実績

項目	令和2年度	令和3年度
プレミアム付商品券 (各種イベントとの併用含む)	6件	11件
各種イベント	9件	6件
合計	15件	17件

・各種イベント内容

(スタンプラリー、まちゼミ、県産品などが当たる抽選会、商店街の周年イベント、既存イベントに子供向け企画を加えたイベント 等)



【R3年度 長崎市新大工町商店街振興組合／ハロウィンパーティ】



【R3年度 長崎市平和町商店街振興組合
／まちゼミ】



【R3年度 長崎城栄商店街振興組合
／プレミアム商品券】

【R2年度支援実績】（補助限度額 50万円）

商店街等にぎわい復活支援事業費補助金（決算額 6,871,000円）

令和2年度			
No.	申請者名	事業の概要	補助額（円）
1	長崎市築町商店会	プレミアム付商品券発行事業	500,000
2	長崎駅前商店街組合	プレミアム付商品券発行事業	500,000
3	しろやまピースクーポン券実行委員会	プレミアム付商品券発行事業	500,000
4	長崎市新大工町商店街振興組合	プレミアム福袋	500,000
5	長崎市平和町商店街振興組合	プレミアム付商品券発行事業	500,000
6	長崎新地中華街商店街振興組合	プレミアム付商品券販売による誘客促進事業	129,000
7	長崎市北部商工会	スタンプラリー	500,000
8	広馬場商店街振興会	スタンプラリー	500,000
9	長崎市中通り商店街振興組合	スタンプラリー、クリスマスフェア等	500,000
10	長崎市浜市観光通商店街振興組合	スタンプラリー	453,000
11	長崎南商工会	スタンプラリー	431,000
12	長崎城栄商店街振興組合	スタンプラリー	358,000
13	浜市商店連合会	長崎市地元で使おう商品券を浜んまちでお得に使おう	500,000
14	思案橋横丁会	思案橋くんち	500,000
15	思案橋市会	思案橋くんち	500,000
合計			6,871,000

【R3年度支援実績】（補助限度額 200万円）

商店街等にぎわい復活支援事業費補助金（決算見込額 27,726,000円）

令和3年度			
No.	申請者名	事業の概要	補助額（円）
1	長崎城栄商店街振興組合	プレミアムクーポン付商品券発行事業	1,977,000
2	チトセピアテナント会	プレミアムクーポン付商品券発行事業	2,000,000
3	長崎市平和町商店街振興組合	プレミアムクーポン付商品券発行事業、まちゼミ事業	1,961,000
4	東長崎商工会	理美容店対象の再来店電子クーポン	1,670,000
5	長崎市築町商店会	プレミアムクーポン付商品券発行事業	2,000,000
6	長崎駅前商店街振興会組合	プレミアムクーポン付商品券発行・スタンプラリー	2,000,000
7	銅座町商店街組合	銅座町で使えるプレミアム商品券事業	1,427,000
8	ナガサキ吠's	鯨料理店における再来店時に使用できる割引券発行事業	2,000,000
9	城山ピースクーポン実行委員会	プレミアムクーポン付商品券発行事業	1,962,000
10	滑石ショッピングセンター商店会	プレミアムクーポン付商品券発行事業	1,980,000
11	長崎居留地BAR-GAI実行委員会	食べ飲み歩きイベント、プレミアム商品券	202,000
12	長崎市中通り商店街振興組合	四百年商店街スタート事業	2,000,000
13	長崎市新大工町商店街振興組合	既存のイベントに子供向けの企画を加えて実施	2,000,000
14	長崎浜市観光通商店街振興組合	ベルナードフェスタ	2,000,000
15	長崎浜市電車通商店街振興組合	クイズラリー	1,350,000
16	長崎南商工会	スタンプラリー	598,000
17	長崎市北部商工会	スタンプラリー	599,000
合計			27,726,000

【所見】

長崎市全域の店舗を対象としてプレミアム商品券発行事業を行ったが、使用された店舗の大部分が大型店や大規模集客施設であり、地場の事業者に対する経済波及効果が小さかった。そのため、商店街等にぎわい復活支援事業では、商店街や業界団体がそれぞれの実情に合った商品券の発行やイベント事業を補助の対象とすることで、地域内での消費が喚起されるなど、地場の事業者に対する経済波及効果が大きいものとなった。また、組織力が弱まっていた商店街や業界団体の活性化に資するなど、副次効果も生まれている。

オ チャレンジ企業応援補助金等

(ア) チャレンジ企業応援補助金等概要

編成予算	事業名	補正予算額 (千円)	概要																		
⑤ 13号補正 (R2.11) 【令和3年 度へ繰越】	チャレンジ企業 応援補助金	150,000	<p>コロナ禍のなか、市内中小事業者の経営基盤の強化を図るため、販路開拓の取組みをはじめ、新製品開発、生産性向上、新事業展開などのウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた新たな取組みに要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>【対象事業】 ア. EC サイト参入・販売促進 イ. ネット販売向け新製品開発 ウ. ICT・IoT 技術活用した生産性向上 エ. 新事業展開</p> <p>【対象者】 市内中小事業者（アは小規模事業者を除く）</p> <p>【補助額】 ア：50万円以内 イ～エ：300万円以内</p> <p>【補助率】 2/3 ※県から経営革新計画の承認を受けた事業は3/4</p> <p>【交付状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア モール型 EC サイト参入支援</td> <td>6 件</td> <td>2,426 千円</td> </tr> <tr> <td>イ ネット向け新製品開発支援</td> <td>28 件</td> <td>42,987 千円</td> </tr> <tr> <td>ウ 生産性向上支援</td> <td>33 件</td> <td>51,875 千円</td> </tr> <tr> <td>エ 新事業展開支援</td> <td>19 件</td> <td>41,205 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>86 件</td> <td>138,493 千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	件数	補助額	ア モール型 EC サイト参入支援	6 件	2,426 千円	イ ネット向け新製品開発支援	28 件	42,987 千円	ウ 生産性向上支援	33 件	51,875 千円	エ 新事業展開支援	19 件	41,205 千円	計	86 件	138,493 千円
対象事業	件数	補助額																			
ア モール型 EC サイト参入支援	6 件	2,426 千円																			
イ ネット向け新製品開発支援	28 件	42,987 千円																			
ウ 生産性向上支援	33 件	51,875 千円																			
エ 新事業展開支援	19 件	41,205 千円																			
計	86 件	138,493 千円																			
⑳ 22号補正 (R4.1) 【令和4年 度へ繰越】	チャレンジ企業応 援事業費	150,212	<p>コロナ禍のなか、市内中小事業者の経営基盤の強化を図るため、新製品・サービス開発、事業拡大、生産性向上、新事業展開などのポストコロナを見据えた新たな取組みに要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>【対象事業】 ア. 新製品・新サービス開発支援 イ. 事業拡大支援 ウ. DX の推進による生産性向上支援 エ. 新事業展開支援 オ. テストマーケティング支援</p> <p>【対象者】 市内中小事業者</p> <p>【補助額】 1事業者あたり300万円以内 各限度額 ア～エ300万円以内 オ50万円以内</p> <p>【補助率】 2/3 【ブランディングセミナー開催費】212千円</p>																		
⑱ 22号補正 (R4.1) 【令和4年 度へ繰越】	クラウドファンデ ィング活用支援費	3,212	<p>市内中小事業者が新たな需要や販路を開拓し外貨を獲得するために実施するクラウドファンディングを活用した新製品開発や販路開拓を支援するもの。</p> <p>【対象事業】 購入型のクラウドファンディングを行う事業</p> <p>【対象者】 市内中小事業者</p> <p>【補助額】 1事業者あたり30万円以内</p> <p>【補助率】 2/3 【クラウドファンディング活用セミナー開催費】212千円</p>																		
⑲ 22号補正 (R4.1) 【令和4年 度へ繰越】	SNS 等活用支援費	37,864	<p>市内中小事業者が新たな顧客及び外貨を獲得するために実施する SNS マーケティングや EC サイトによる販売促進の取組みを支援するもの。</p> <p>【対象事業】 ア. SNS マーケティング事業 イ. EC サイトによる販売促進事業</p> <p>【対象者】 EC サイトで自社製品の販売を令和4年度中に行う市内中小事業者</p> <p>【補助額】 1事業者あたり150万円以内</p> <p>【補助率】 2/3 【SNS・ECサイトを活用した新たな顧客及び外貨を獲得するための伴走型支援事業費】7,864千円</p>																		

(イ) 実績等

1. 実績 (R2～R3) 138,493千円 (予算 150,000千円)

	交付件数	交付実績額
モール型ECサイト参入・販売促進支援	6件	2,426,000円
ネット向け新商品開発支援	28件	42,987,000円
ICT・IoT技術活用による生産性向上支援	33件	51,875,000円
新事業展開支援	19件	41,205,000円
計	86件 (82事業者)	138,493,000円

2. 具体的取組例

(1) モール型ECサイト参入・販売促進支援

業種	取組内容
小売業	贈答用お米の販売 (アマゾン)
食品製造・卸業	高級食パンの販売 (エンニチ)
小売業	花 (贈答用含む) の販売 (エンニチ)
飲食業	鯛しゃぶの販売 (楽天)
小売業	新製品 (化粧水) の販売 (アリババ)
小売業	制服の販売 (アマゾン・ヤフーショッピング)

(2) ネット向け新製品開発支援

業種	取組内容
飲食業	鯨の冷凍食品の開発 (急速冷凍機導入)
漢方薬局	薬膳粥の開発 (レトルト殺菌機導入)
食品製造販売業	アレルギー対応パン開発 (冷凍ストッカー導入)
小売・飲食業	レトルトカレー・枇杷ジャム開発 (真空包装機・充填機導入)
飲食業	レトルトポークシチューの開発

(3) ICT・IoT技術活用による生産性向上支援

業種	取組内容
建設業	測量業務による効率化 (ワンマン測量機導入)
食品製造業	梱包作業の効率化 (自動包装機導入)
農業	野菜の鮮度保持・長期保存による生産性向上 (温湿度管理システム付冷蔵庫導入)
製造業	高所作業点検作業の効率化 (ドローン導入)

(4) 新事業展開支援

業種	取組内容
製造業	工業ガスの漏洩検査・修理業への展開
製造業	家具製造業への展開
飲食業	ハウスクリーニングへの展開
製造業	警備業への展開
小売業	エアコンクリーニング業への展開

【所見】

チャレンジ企業応援補助金については、事業者のニーズが高い機械設備やソフトウェアなどの設備投資についても補助対象としたことから、多数の申請がなされ、市内事業者の新製品開発や生産性向上、新事業展開の取組を促すことができた。

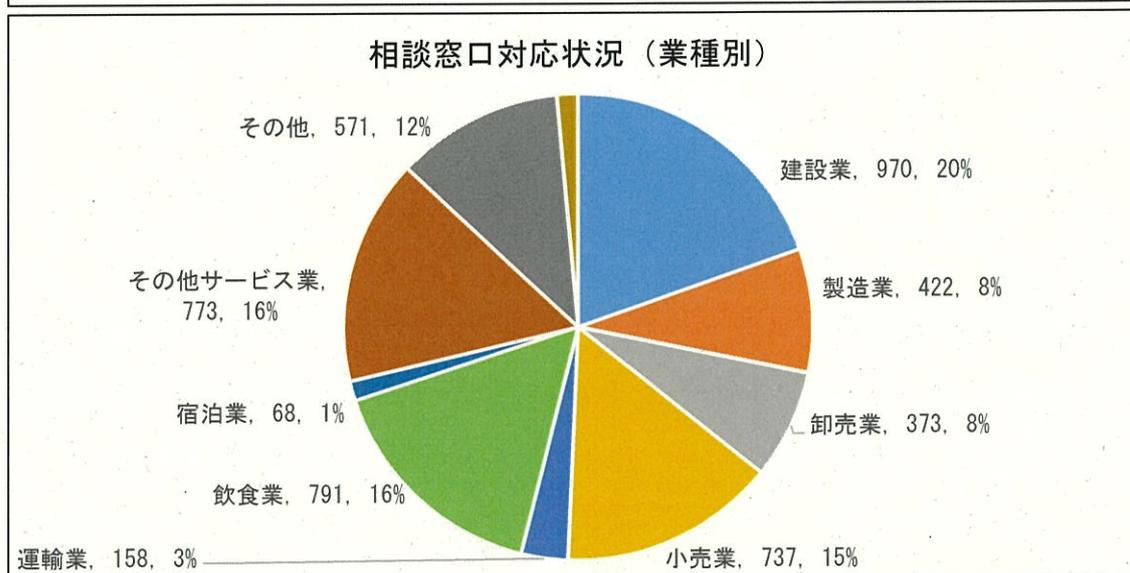
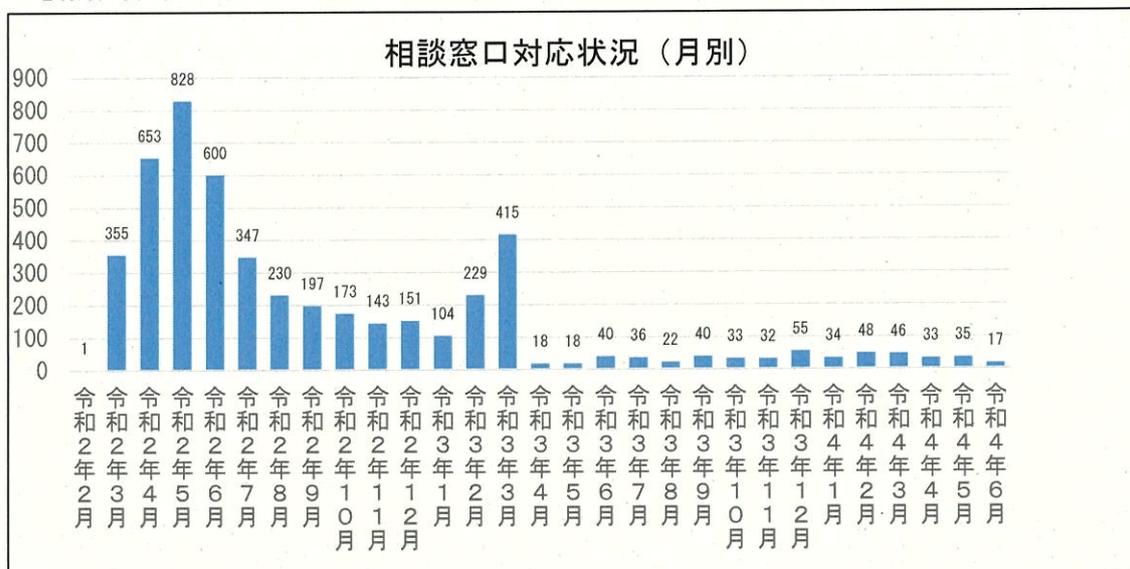
ECサイト参入・販売促進支援については、出店料や手数料、広告宣伝料等の経費がかかる分、利益が減少するが、自社ECサイトを充実させ、更なる売上拡大を図りたい事業者は多いことから、令和4年度の販路開拓・拡大支援においてはSNS等活用支援費などの伴走型の支援を行っている。

カ 資金繰り支援（金融相談）

（ア） 事業者向け相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受ける中小企業者の経営・資金繰り等に関する相談対応のため、令和2年2月14日から事業者向けの相談窓口を設置。

【相談件数（令和4年6月15日時点）】4,931件



（イ） セーフティネット保証等の信用保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者について、信用保証協会が一般の保証付き融資（最大2.8億円）とは別枠で保証を行う支援制度で、中小企業信用保険法に基づき、信用保証の対象となる中小企業者等を市町村長が認定する。

【認定件数（令和4年6月15日時点）】

セーフティネット保証4号	1,795件
セーフティネット保証5号	1,689件
危機関連保証（R3.12.31終了）	947件
計	4,431件

(ウ) 民間金融機関による信用保証付き融資

a 市の融資制度「中小企業災害復旧等支援資金」

融資上限	1企業あたり2,000万円	融資期間	運転7年、設備10年(据置1年)
保証料	0%(市が全額補給)	金利	1.4%
融資要件	・危機関連保証の認定を受けたこと ・新型コロナウイルス感染症に起因して、SN保証4号の認定を受けたこと ・新型コロナウイルス感染症に起因して、SN保証5号の認定を受けたこと		
融資実績	14件、99百万円(令和4年5月末時点)		

b 県の融資制度「緊急資金繰り支援資金(環境変化対策)」

融資上限	1企業あたり1億円	融資期間	運転・設備10年(据置2年)
保証料	年0.05%~0.90% ※ただし、SN保証4号又は危機関連保証認定を受けた場合は0.05%。 SN保証5号認定を受けた場合は0%。		
金利	1.3%		
融資実績	2,396件、40,640百万円(令和4年5月末時点、保証承諾ベース)		

【所見】

相談窓口は開設から3年目となり、開設当初から多くの事業者から資金繰りに関する相談を受けているが、令和3年度以降は一日数件と落ち着いている。

融資を受けた事業者は今後、返済が始まっていくものと思われるが、コロナと併せ原油価格・物価高騰の影響も想定した事業運営が求められることから、引き続き資金繰りについては注視する必要がある。

2 地域経済・雇用状況等について

(1) 国の月例経済報告等（5/25 関係閣僚会議資料）

【現状】表現変更

景気は、持ち直しの動きがみられる。

【先行き】

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。

(2) 長崎県内の金融経済

① 概況（日本銀行長崎支店 6月公表分）

長崎県の景気は、緩やかに持ち直している。

最終需要面をみると、個人消費は、飲食を中心に弱さが残るものの、持ち直しの動きが続いている。観光は持ち直している。住宅投資は横ばい圏内で推移している。公共投資は、このところ弱めの動きとなっているが、高水準で推移している。設備投資は、大型案件が寄与して増加している。

生産は緩やかな増加基調にある。雇用・所得環境をみると、労働需給は改善の動きに拡がりが見られる一方、雇用者所得は弱い動きが続いている。消費者物価指数は前年を上回った。

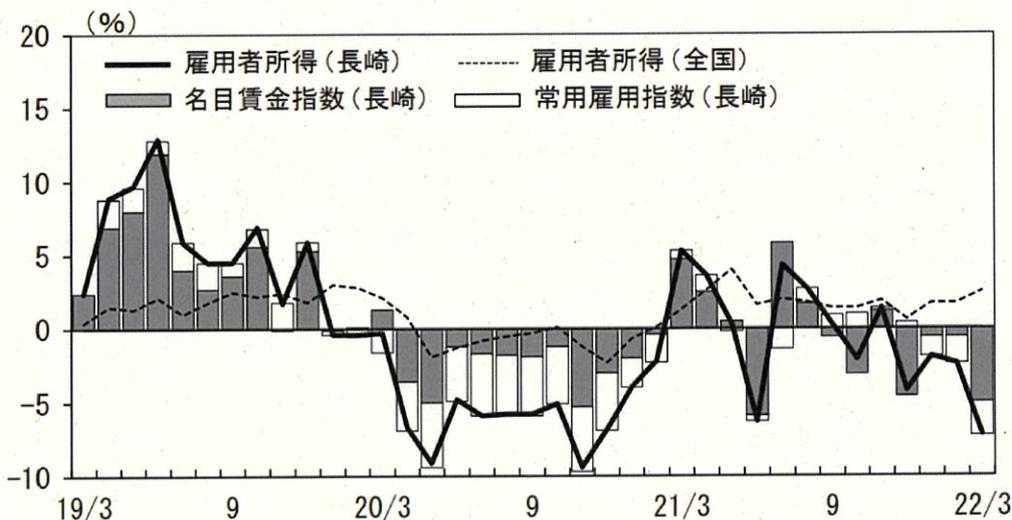
先行きについては、感染症の動向のほか、エネルギー価格・原材料コストの上昇、供給制約、ウクライナ情勢等が、企業収益や個人消費に及ぼす影響を注視していく必要がある。

② 雇用者所得（日本銀行長崎支店 6月公表分）

雇用・所得環境をみると、労働需給は改善の動きに拡がりが見られる一方、雇用者所得は弱い動きが続いている。

4月の有効求人倍率は、1.19倍となった。3月の雇用者所得は、前年を下回った。

雇用者所得<前年比>

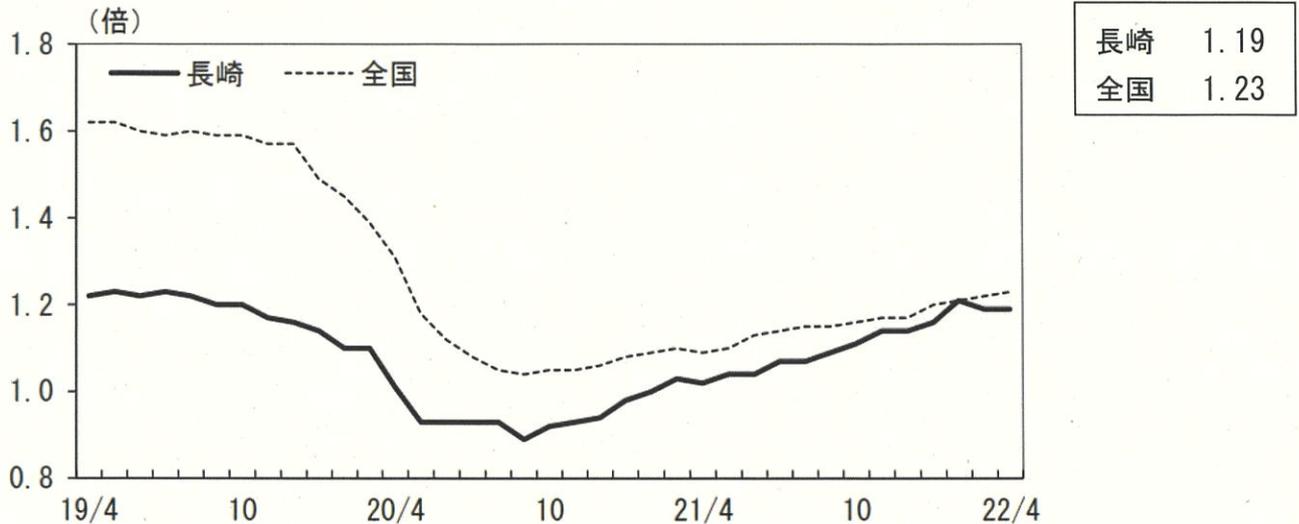


③ 雇用・失業（労働局・総務省統計）

4月の有効求人倍率は1.19倍となった。※3月は1.19倍

県内の完全失業率は2.4%（2021年）で対前年比0.1ポイント改善、全国平均2.8%より0.4ポイント低い状況に留まっている。

有効求人倍率（季調済）



④ 市内倒産件数及び負債総額（東京経済株式会社「長崎県内企業倒産状況（負債1,000万円以上）」抜粋）

令和2年度の倒産件数は10件、負債総額は4億6,500万円、令和3年度の倒産件数は11件、負債総額は3億6,000万円となっており、コロナ拡大前の令和元年度と比べると、いずれも低い状況。

